

研究助成実施報告書

助成実施年度	2019 年度
研究課題（タイトル）	イギリスの都市計画プランナーの職能団体による実務研修等を支えるシステムに関する研究
研究者名※	有田 智一
所属組織※	筑波大学 システム情報系社会工学域 教授
研究種別	研究助成
研究分野	都市計画、都市景観
助成金額	150 万円
発表論文等	

※研究者名、所属組織は申請当時の名称となります。

() は、報告書提出時所属先。

大林財団2019年度研究助成実施報告書

所属機関名 筑波大学システム情報系社会工学域
 申請者氏名 有田 智一

研究課題	イギリスの都市計画プランナーの職能団体による実務研修等を支えるシステムに関する研究
<p>(概要) ※最大10行まで</p> <p>本研究では、イギリスの都市計画プランナーの職能及び職能団体による実務研修等を支えるシステムに関する研究を実施する。イギリスの都市計画分野に係る職能団体として、Royal Town Planning Institute(RTPI)を主な調査対象とし、1) 実務経験審査手続き、2) 継続的職能開発(Continuing Professional Development :CPD)の仕組み、及び3) 専門家倫理、の3点について調査を実施した。調査の結果、今後の日本への示唆として、専門家に求められる資質—コンピテンシーが定義されていて実務研修のあり方について各自が研修内容をコアコンピテンシーとの関係で省察しながら構造化することを促す文書記録の仕組みがあること、研修プロセスをサポートするメンターを配置する配慮がなされていること、一連のプロセスを通じて自己啓発の継続による専門家倫理を自覚する機能があること、それらを客観的に第三者から検証可能な形で記録化を行う仕組みとなっていること等を指摘できる。</p>	
<p>1. 研究の目的 (注) 必要なページ数をご使用ください。</p> <p>本研究では、イギリスの都市計画プランナーの職能及び職能団体による実務研修等を支えるシステムに関する研究を実施する。日本では都市計画固有の職能が明確に確立しておらず、外国と比較して専門的なカリキュラムをもつ大学が極めて少なく、大学院における社会人割合も一般にはまだ少ない。日本の現状を踏まえると、今後の日本では実務家を対象とした人材育成システムの充実化が有効と考えられる。</p> <p>イギリスでは当該分野における職能・資格制度が確立し長い歴史の中で一定の実績をあげている。実務家向けのCPD制度も職能団体によって資格制度の一環として制度化され、実務家を対象とした様々な人材育成システムは長い歴史と実績を蓄積している。欧米では一般に専門家の人材市場の流動性が日本よりも高く、市場を通じた専門性評価を契機として能動的キャリア形成が行われやすい状況にある。更に、議会や国の機関等によって実務家の人材育成に関して広範な調査が行われている。これらの背景・問題意識を踏まえ、本研究では、イギリスの都市計画分野に係る職能団体による、1) 実務経験審査手続き、2) 継続的職能開発(CPD)の仕組み、及び3) 専門家倫理と社会からの専門家に対する信任、の3点について調査を実施し、今後の日本への示唆についての考察を行うことを目的とする。</p>	
<p>2. 研究の経過 (注) 必要なページ数をご使用ください。</p> <p>■本調査で対象とした専門機関は、Royal Town Planning Institute(RTPI)、Royal Institution of Chartered Surveyors(RICS)、Royal Institute of British Architects(RIBA)で</p>	

ある。調査対象は主に RTPI を中心とし、比較対象として RICS, RIBA の内容も参考とした。それぞれの機関につき以下の関係者及び大学研究者に協力を仰いだ。(Professor Gavin Parker (University of Reading, Former Director of Professional Standards, RTPI)、Tony Mulhall (Director, RICS Professional Groups and Forums)、Professor David Gloster (Director of Architecture, Director of Education, RIBA))

■調査内容

●実務経験審査手続き：各団体での資格審査手続きの全体像について確認し、特に下記の仕組みを対象として運用実態を調査した。

- ・RTPI : Assessment of Professional Competence (APC)
- ・RICS : Assessment of Professional Competence (APC)
- ・RIBA : Professional Experience and Development Record (PEDR)

●継続的職能開発 (CPD) の仕組み

●専門家行動倫理規定

3. 研究の成果

(注) 必要なページ数をご使用ください。

以下は主に RTPI の APC, CPD、及び専門家倫理規定の内容を中心に示す。

●RTPI の資格の仕組み

RTPI は大学でのプランニングコースの唯一の認定機関としての役割をはたし、更に認定済みプランニングスクールの卒業生の実務経験を審査し、当協会の会員資格水準を設定している。RTPI のメンバーであることが、事実上イギリスにおいて都市計画の専門家資格として機能している。このほかに専門家としての生涯学習方針、継続的専門家教育研修制度 (CPD) などの内容を規定し実行している。

1) 実務経験審査手続き

●資格審査手続きの概要と専門能力評価 (Assessment of Professional Competence (APC))

RTPI のメンバーシップを得る典型的な手続きは、RTPI が認定したプランニングスクールの学位を取得した後に、専門能力評価 (Assessment of Professional Competence (APC)) の手続きを経て審査に合格する方法である。

APC 審査手続きでは、2 年間(フルタイム)に相当する期間にわたる空間計画の実務経験を積み、その実務経験内容の審査をうける。

このうちの 1 年間は認定プランニングスクールの卒業後に RTPI の LICENTIATE メンバー (資格認定会員) となった後の実務経験である必要がある。

●APC の審査に必要な内容：中心となる書類は以下の 3 点である

- ・実務経験書 Practical Experience Statement (PES) : 約 1,000 words

資格要件を満たすためにどのような経験を積んできたかを記載する。

- ・専門的能力に関する文書 Professional Competence Statement (PCS) : 約 3,000 words
自分の経験を通して培ったコンピテンシーを、ケーススタディを使って分析的に示す。
- ・専門能力開発計画 Professional Development Plan (PDP) : 約 1,500 words

APC 提出後の 2 年間の間に個人的専門能力開発をいかに実施するかについての詳細計画である。

●応募の対象となるプランニング業務は以下の主要 4 分野が例示され明確化されている。

○計画、方針、関連文書の作成

政策立案のための情報の調査・分析、政策、ガイドラインの策定、マスタープランの作成、デザインガイド、環境・交通影響評価等

○計画実施

法定の開発管理・施行、計画やスキームの実施、計画管理違反の調査、交渉、裁判への対応などに携わってきた経験等

○モニタリングとリサーチ

計画の修正につながる計画や政策のモニタリング

○アカデミック・プラクティス

高等教育での指導経験、学術研究や出版等

●PCS に求められる内容とコンピテンシー

PCS には、ケーススタディを用いて、自分の経験を通して培ったコンピテンシーを分析した結果を示すことが求められる。コンピテンシーとして以下の10分野が規定されており、PCS において全てのコンピテンシーの内容をカバーする必要がある。

○ C1 職業倫理と RTPI 行動倫理規定

・職業上の行動規範には、「能力、正直さ、誠実さ」「独立したプロフェッショナルな判断」「デューケアとディリジェンス」「平等と尊重」「プロフェッショナルな行動」の5つの基本原則があること

○ C2 空間計画の背景

・プランナーは、国、地域、および地域のそれぞれの空間的規模にわたって作用する相互関係を理解するとともに、サイト固有の問題に焦点を合わせる能力も必要であること
・空間計画は、都市再生、都市デザイン、コミュニティまたは近隣計画、交通計画、環境計画、経済開発など様々な専門的計画活動が含まれること

○ C3 課題の特定と分析

・プランナーは、複雑なプロジェクトや問題に直面することが多く、問題や課題を抽出して定義することが求められており、他人の指示の下で行うのではなく、自分自身で課題を発見・分析する必要があること

○ C4 適切な情報の収集

・プランナーが良い決定を下すためには、適切な情報を手に入れ、確固たる証拠に基づいて判断する必要があること

○ C5 代替案の特定と評価

・プランナーは、根拠に基づいた適切な判断を下し、実行可能なソリューションの可能性を念頭に置いてすべてのオプションを評価する能力を持つことが重要であること

○ C6 行動指針の策定と実施

・優れたプランニングを実践するには、強力なプロジェクト管理スキル、選択肢の調査と評価から、積極的かつプロフェッショナルな方法で解決策を実行するまでの流れを理解し、伝える能力が必要であること

○ C7 法的枠組み

・プランナーは、計画を支える関連する法的枠組みを十分に理解する必要があること

○ C8 プランニングにおける政治

・プランナーは、様々な世論の違いや、それらの政治的な影響、計画が運用される政治システムと、政治が異なる結果に影響を与える可能性について、理解する必要があること

○ C9 計画における経済性

・プランナーは開発活動やその他の計画決定に付加価値を与えることができる様々な方法を認識し、計画の選択肢がもたらす直接的な影響だけでなく、長期的な貢献にも目を向けることで、コミュニティ全体に付加価値を生み出すことが求められること

○ C10 振り返りとレビュー

・「省察的実践は専門家の重要な資質であり、「継続的な学習プロセスに関わってゆくために行動しながらに省察する能力」であり、RTPI は会員に対して行動規範と CPD 要件を通じた定期的に学習に基づいて省察することを求めていること

2) 継続的職能開発 (CPD) の仕組み

●RTPI における CPD の仕組み：体系と具体的内容

RTPI では専門家行動倫理規定で、職業人生の間自己の専門能力を維持する努力を継続する必要性を規定しており、その一環として以下の CPD の規定内容に従う必要がある。

1)1年に一度、次の2年間について各々の Professional Development Plan(PDP)を各々の専門家としての必要性に基づいて作成する

2)2年間のうちに最低50時間のCPD活動を実施し、CPD活動の記録を文書として保存する

3)RTPIからの要求があった場合には、過去2年間のPDPのコピーとCPDの記録、現時点のPDP、PDPに照らしたCPDについての達成度評価の記述、PDPとの関係についての説明等を提示する必要がある

●Professional Development Plan(PDP)について

PDPはAPCの申請段階で求められる内容と、会員資格取得後にCPDの一環として作成が求められる内容と共通である。

・個人それぞれ固有の内容であり、専門家としての目的を設定・定義し記録すること

・自らの現状についてSWOT分析をした結果を示すこと

・今後のCPD活動の必要性、現状評価、将来の目標、スキルや知識の不足面についてどのようにカバーするかの方法を記述すること

・将来目標像はSMART (Specific:具体的であること、Measurable:計測・評価可能であること、Achievable:達成可能であること、Realistic/Relevant:現実的かつ関連性があること、Timely:スケジュールの観念)の5つの観点から検討すべきこと

●CPDの内容：以下の広範な内容が含まれる

・計画に関する問い合わせや公聴会への参加

・カンファレンス、セミナー、ワークショップ、その他専門的イベント等への参加

・オンラインや通信教育

・アカデミックなリサーチ

・APC候補者のメンターの担当や評価の担当

・RTPIが実施するプランニングエイド (コミュニティの計画プロセスへの参加をサポートするボランティア活動) への参加

3) 専門家行動倫理規定

RTPI の専門家行動倫理規定 (Code of Professional Conduct) においては、協会会員 (プランナー) としての専門家行動倫理に関わる具体的な内容や、規定に反した場合の懲戒処分手続きについて規定している。以下にその内容の抜粋を示す。

- ・「誠実さ、高潔さをもって行動する。」
- ・「各自の技能・理解力を最大限に使用して、大胆かつ公平に専門職業人としての独自の判断を下す。」
- ・本規範の規定に従い、相当かつ適切な注意を払って、各自の従業員、クライアント、同僚、その他の人に対する職務を果たす。」
- ・「会員は、専門職業人としての独自の誠実な意見に反する報告を実行または支持せず、そうした報告を実行または支持するよう要求する契約・協定を故意に締結しない。」
- ・「会員は、自己の私的・個人的・政治的・金銭的な利害が自己の専門職務と一切衝突しないよう措置を講じなければならない。」
- ・「会員は、複数の雇用主間もしくは複数のクライアント間の利害、または雇用主もしくはクライアントの利害と、会員自身、会員の会社、もしくは会員の取引関係者の利害の間に職務の衝突が一切生じないよう、あらゆる妥当な予防措置を講じなければならない。」
- ・「会員は、自己の作業の過程で内密に取得した情報を、自己または自己の雇用主もしくはクライアントに有利となるように開示・使用してはならない。」
- ・「人種・性別・性的指向・信条・宗教・身体障害・年齢を根拠にした差別を行わず、他者によるこれらの差別をなくすよう努め、機会均等の推進に努める。」
- ・「同業者および RTPI の信用を失墜させない。」

更に、専門家行動倫理規定では職業人生の間自己の専門能力を維持する努力を継続する必要性を規定しており、その一環として CPD の規定内容に従う必要がある。

イギリスの計画制度は極めて高度に裁量的専門的な判断を下す責任をプランナーに対して要請する仕組みとなっている。これは雇用主やクライアントその他の利害関係者との関連で、利益相反行為を行わない等の自己規律が高度なレベルで機能することが前提となる。プランナーである RTPI メンバーが、公共セクター勤務であれ民間セクター勤務であれ、所属先によらず門家個人としての見識に従って一貫性のある判断と行動を行うことが要請されている。

4) 考察

上記では主に RTPI の仕組みについて記述してきたが、3つの組織とも概ね同趣旨の実務経験審査手続き、CPD の仕組み、及び専門家倫理規定を有している。またコンピテンシーや CPD の内容として規定されている分野は、RTPI が規定しているように概ね汎用的なマネジメント能力や分析能力を問う内容が主であるが、RICS や RIBA ではそれぞれの分野に応じて特定分野の専門的スキルをより詳細に規定している。

RTPI, RICS, RIBA に共通する特徴及び日本への示唆として以下の内容が挙げられる。

- ・資格制度の本質であるが、専門家に求められる資質—コンピテンシーが定義されていて、それを習得することを確実に担保する教育・研修手続きの方法論が確立されている。この考え方は、資格取得までの実務研修の段階から、資格取得後に CPD を実施する段階に至るまで一貫した考え方が貫かれている。

- ・個別の知識を実践現場でどのように統合化された形に運用できるかという能力を獲得するための実務研修のあり方について、各自が研修内容をコアコンピテンシーとの関係で省察しながら構造化することを促す文書記録の仕組みが確立されている。
- ・研修プロセスをサポートするコーチングの役割をはたすメンターを一人一人に対して配置する配慮がなされている。
- ・一連のプロセスを通じて自己啓発の継続による専門家倫理を自覚する機能があること、またそれらを客観的に第三者から検証可能な形での記録化を行う仕組みとなっている。
- ・こうした実務経験の構造化するための枠組みとして「reflection」という概念が共通して意識されている。特に RTPI では APC の解説書の中で RTPI による公認プランナーはドナルド・ショーン (Donald Schön) による reflective practitioner の資質が必要であると明示していた。マサチューセッツ工科大学都市計画科教授を務めていたドナルド・ショーンは、反省的実践の概念を提唱した。彼の「reflection」の説明においては、都市計画プランナーの実務における対話プロセス、都市計画学科のカリキュラム改革における議論等が具体事例として扱われており、都市計画分野の教育・実践活動において、大きな影響を与えてきた。具体的には、専門家は事前に予見性の高い定型化された課題に対応することは基本的になく、ある状況に既存の利用可能な理論や手順を適用しようとせず、「具体的な行動をしながら省察する」というプロセスに従って行動をする、という枠組みを提示した。こうした暗黙知に基づく能力の習得のための実務研修の質を担保する方法として、上述した APC や CPD における PES, PCS, PDP などに適用されているフレームワークや方法論に、ショーンの理論の影響が見出される。
- ・このような実務研修の仕組みの運用実態では、優秀な学生は内省的な考察に秀でており、記録の質が高く内省的な内容が深められているので学習効果も高まるが、そうでない者の場合は、記録内容が事実関係の内容が中心に止まり、内省的な内容が乏しくなる懸念や、本人も詳細な記録の作成を面倒と考える可能性が否めないとの分析結果も指摘されていた。つまり、省察的アプローチに基づく形式を採用していることによって、本人に対して内省的経験を促す面と、学習効果の高い者とそうでない者とを識別しうる仕組みとしても機能している。
- ・またこの際に、メンターなど経験者による指導体制の役割が重要であることも指摘されている。

4. 今後の課題

(注) 必要なページ数をご使用ください。

今回の調査期間中においては、世界的な COVID19 のパンデミックの影響のため、当初予定していたイギリス現地での調査を実施できず、特に各専門家団体の有資格者に対する資格制度への意見等の情報収集や、実際の実務研修対象となっている CPD のプログラムの実態の調査を十分に行うことができなかった。

RTPI の APC を経験したプランナーの中には、途中でメンターの変更が必要になるケースや、1 回目の APC 審査が不合格となり実務経験の追加が求められた際に、その理由が納得し難いとなるケースもあるようであり、実務経験の審査手続きの難しさを示唆する例があった。

職能団体による実務者研修システムの実効性、有効性の検証のためには、この点について今後更に現地での調査を実施することが今後の課題である。